# 序 章 中央市らしい景観形成を目指して



## 序章 中央市らしい景観形成を目指して

# 1. 中央市らしい景観の形成に向けて

中央市は、御坂山地を中心とする豊かな森林景観、笛吹川、釜無川等のうるおいある水辺景観、山裾から山間部に入り込む特徴的な農村里山景観、豊穣な大地に育まれた農地の景観、高台から見おろす眺望景観と平地から仰ぎ見るパノラマ景観、風土に培われた歴史文化的な景観、田園景観と共存する商業地の賑わいや都市的なまちなみ景観など、市全体の地勢やまちの個性を明瞭に感じ取ることのできる景観を擁しています。

こうした中央市の個性ある景観は、本市特有の地形や風土のなかで暮らしてきた先人たちの知恵と暗 黙の秩序によって、永い歳月をかけて受け継がれ、形づくられてきたものです。

本市は、近年、交通、産業等の諸機能や社会基盤が充実し、都市的な活力がもたらされ、全国でも「住み良さ」と「利便性」が上位に評される、豊かな暮らしを享受する都市となりました。

しかし、経済的な繁栄を手にした一方で、自然や歴史を感じさせる風景、伸びやかな田園の風景、秩 序のある美しいまちなみ景観など、これまで永い年月をかけて培われてきた貴重なまちの良さ(資産) が失われていくという懸念が高まっています。

本市の景観をもう一度見つめ直すことは、先人たちによって培われた文化や風土を尊重し、私たちに ふるさとへの愛着や誇りと真に豊かな暮らしをもたらすとともに、まちの個性と魅力を高め、観光など の地域活力の源や交流を醸成し、中央市の将来を担う子供たちの豊かな感性を育むことにもつながりま す。

このため、中央市らしい景観を市民の共有財産として次世代に継承するため、市民、企業(事業者)、 行政など、全ての人たちの理解と協力によって、良好な景観を守り、創造し、育んでいくことで、中央 市ならではの真の豊かさと心地よさが感じられる景観を目指し、持続的に取り組むこととします。



・玉穂地区上空から見た本市の姿

# 2. 景観計画策定の目的と性格

### (1)計画の背景と目的

#### ■計画の背景

「景観計画」は、平成 16 年6月に制定された「景観法」に基づき、景観行政団体\*が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

景観に対する市民の意識が高まる中で、従来の自主的な条例による景観形成から「景観法」を根拠とする景観形成への転換が求められ、全国の多くの自治体で法律に基づく景観計画への取り組みが進められています。山梨県内でも、本市をはじめ多くの市町村が、景観行政団体となっており、それぞれの自治体で景観計画の策定または取り組みが進められています。

本市においても、御坂山地や曽根丘陵の自然景観、広々とした田園景観、歴史文化的景観などを市民共有のかけがえのない財産として守っていきたいという希求や、新たな魅力ある景観づくりへのニーズが高まってきています。こうした認識から、本市の景観形成については、「第 1 次中央市長期総合計画」(平成 20 年 3 月)や「中央市都市計画マスタープラン」(平成 22 年 3 月)の中においても一定の方向を示してきたところです。

以上のような背景のもと、本市は、平成23年4月18日に「景観行政団体」となり、中央市景観計画の策定および景観条例の制定に向けた取り組みを始動しました。

#### ■計画の目的

中央市景観計画は、本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、市民の声を反映した景観 形成に関する基本的な考え方や方針、行為の制限事項等を定め、市民、企業(事業者)、行政等が協 働で行なう景観づくりの指針として作成し、本計画に基づいて、良好な景観形成の実現を図ることを 目的としています。

本計画には、市民・行政・関係者など全ての人たちがお互いに手を携えて、中央市固有のふるさとの風景を慈しみ、誇り、次世代を担う子供たちに継承していこうという想いが込められています。

#### ■「中央市景観計画」の特徴

#### ●中央市の景観形成に関する総合的な計画です

景観計画は、景観法に基づいて中央市が定める計画で、本市の景観形成に関する総合的な計画となるものです。本市の景観形成は、今後、この計画に基づいて進めていくことになります。

#### ●広く市民意見を反映して策定する計画です

景観計画の策定にあたっては、「中央市風景づくり市民懇談会」の設置、景観市民アンケート調査の実施、市の広報やホームページによる策定経過や計画案の公表、パブリックコメント (意見公募手続)の実施など、広く市民意見の反映を図ります。

#### ●市民・企業(事業者)・行政等の協働の指針となります

景観計画に定める内容は、本市の良好な景観形成を推進していくための市民・企業(事業者)・ 行政等の協働の指針(ガイドライン)となるものです。

注) \* 景観行政団体とは、景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のことです。詳しくは用語解説を参照下さい。

## (2)景観計画の位置づけ ■

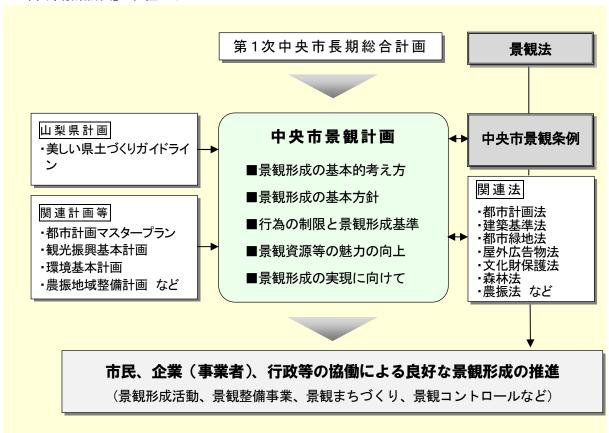
「中央市景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第 1 次中央市長期総合計画」(平成 20 年 3 月)に則した、本市の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

今後、市民が主体的に関わる景観形成活動や、行政が行う景観施策や景観形成事業などは、本計画に沿って進めていくことになります。

また、計画の実効性を高め、景観形成をより強力に推進していくため、次に示す関連計画との連携を 図るとともに、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法、森林法、農業振 興地域の整備に関する法律(農振法)などの景観形成に係わる法令等とも連携を図ります。

なお、景観形成には長い時間を要することから、本計画の目標年次は定めません。しかし、上位・関連計画の改定や、今後の市民ニーズや本市をとりまく社会・経済環境の変化、国や山梨県の景観施策の変更等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、景観形成への取り組み状況などに応じて、適宜、内容を充実する成長型の計画として運用することとします。

#### ■「中央市景観計画」の位置づけ



## 3. 景観計画の区域

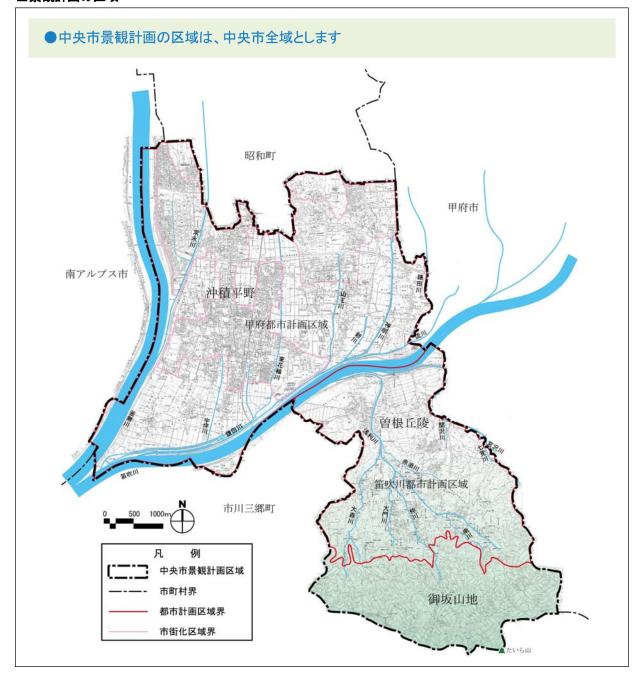
中央市の景観は、釜無川や笛吹川により形成された沖積平野の地域と、曽根丘陵の丘陵地域、御坂山 地の山間地域という地形的に特色のある3つの地域を土台に、森林、河川などの自然景観、広々とした 眺望景観、歴史文化的景観、都市的景観、田園景観、農村里山景観などが相互に重なり合いながら、視 覚的に一体となった大きな景域を形成しています。

また、全市的に景観資源が点在しており、これらを本市固有の資産として中央市らしい景観の実現を目指すことから、総合的に一体となった景観形成に取り組む必要があります。

景観計画の区域については、こうした本市の景観の特性と今後の景観行政の運用を考慮し、市域全体を景観計画区域とし、必要な景観形成方針等を定めます。

また、本計画では、景観計画区域の中で、特に先導的かつ重点的に景観形成を図るべきゾーンを「景観形成推進ゾーン」として位置づけ、施策の方向を示していきます。

#### ■景観計画の区域



## 4. 景観計画の構成

本計画は、景観に関する総合指針として、景観法に定める法定事項だけではなく、本市独自で定める 任意事項も含め、次に示すように、大きく4つの内容で構成します。

#### ■中央市景観計画の構成

#### 1 中央市の景観形成の方針

- 1. 基本方針
  - (1)基本理念
  - (2)景観形成の基本目標
  - (3)中央市の目指す景観構造
- 2. 景観形成方針(全市共通)\*1
  - (1)水辺や森などの自然と共生する風景づくり
  - (2)のびやかな眺望を活かす風景づくり
  - (3)田園や地域景観と調和する都市景観づくり
  - (4)田園景観の保全と農の交流を育む風景づくり
  - (5)里山や農村景観を守り、活かす風景づくり
  - (6)「桜の里」を象徴する風景づくり
  - (7)歴史文化の記憶を顕在化し、育む風景づくり
- 3. 景観形成推進ゾーンの方針

#### 2 良好な景観形成のための行為の制限事項

- 1. 行為の制限に関する基本的な方針
  - (1)景観計画に基づく基本的な考え方
  - (2)景観形成地域の設定(景域区分)
  - (3)行為制限のための手続き
  - (4)建築物等の行為制限に関する基本的な方針
- 2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項\*
  - (1)市街地景観形成地域
  - (2)田園景観形成地域
  - (3)農村景観形成地域
  - (4)森林景観形成地域

#### |3| 景観資源等の質的向上に向けて

- 1. 基本的な考え方
- 2. 景観法で定めるもの
  - (1)景観重要公共施設の整備等に関する事項\*1
  - (2)景観重要建造物・景観重要樹木に関する事項\*2
  - (3)屋外広告物の表示・設置に関する事項\*1
  - (4) 農の景観の保全・活用に関する事項\*1
- 3. 中央市で定めるもの
  - (1)桜の風景の維持・保全と桜の里の創出に向けて
  - (2)眺望景観の保全・活用に向けて

#### 4 景観まちづくりの推進に向けて

- 1. 景観まちづくりの考え方
  - (1)協働による景観まちづくりの考え方
  - (2)景観まちづくりの推進体制
- 2. 景観まちづくりの推進に向けた施策
  - (1)景観を守り、育む市民意識を醸成する
  - (2)市民の自発的な景観まちづくり活動を促進する
  - (3)行政の体制や仕組みを充実する
  - (4)協働による先導的な景観まちづくりを推進する
- 3. 景観施策の実現に向けた取り組み
  - (1)景観施策の段階的な取り組みの推進
  - (2)景観計画の見直しと進行管理

#### 中央市景観条例

- 注)\*1 景観法に基づいて必要に応じて定めることができる選択事項です。
  - \*2 景観法に基づき必ず定めなければならない必須事項です。